

業財団に関する規定が準用されているので（漁業 本特集IV③を参照されたい。
財団抵当法6条、漁業財団抵当登記規則1条）、

③

工業・その他産業と担保権設定

——工場抵当、工場財団抵当、建設機械ほか——

司法書士法人鈴木事務所 司法書士 鈴木 龍介
プラス事務所司法書士法人 司法書士 小野 絵里

1 はじめに

わが国の工業分野における担保制度には、企業設備を一定の範囲で包括的に担保の対象とすることができる工場抵当（工場抵当法2条）および工場財団抵当（同法8条）が存在する。これらは工場抵当法に基づくもので、近年、太陽光発電事業に関する融資で利用されるケースが散見される。

一方、企業活動に用いられる動産について、特別に（根）抵当権の設定を可能とする制度が設けられている。これらの動産には、民法上の対抗要件（民法178条）が適用されず（建設機械抵当法7条1項、航空法3条の3、道路運送車両法5条1項等）、動産譲渡登記（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律3条1項）によって対抗要件を備えることができないため（注1）、今後の進展が期待されるABL（Asset Based Lending）へ関与するうえでも、それらの制度を理解する必要があるといえる。

本稿では、工業分野における担保制度のうち、司法書士が実務で関与する機会が多いと思われる工場抵当および工場財団抵当を中心に解説し、その他の動産の担保制度については制度の概要に言及することとしたい。

（注1）植垣勝裕＝小川秀樹編著『一問一答動産・債権譲渡特例法〔三訂版増補〕』38頁～39頁。

2 工場抵当

(1) アウトライン

工場抵当とは、工場に属する土地または建物に（根）抵当権を設定した場合に、（根）抵当権の効

力の及ぶ範囲が、付加一体物（民法370条）のほか、工場に備え付けられた機械・器具その他工場の用に供する物（以下、「工場供用物件」という）に及ぶとされるものである（工場抵当法2条1項・2項）。

工場抵当は、工場に属する土地または建物に（根）抵当権を設定することにより当然に成立するものであるが、工場抵当として（根）抵当権の効力が及ぶ範囲が拡大されることを第三者に対抗するためには、それを登記をしなければならない（注2）。

工場抵当法が適用される「工場」とは、①営業のために、②物品の製造または加工、印刷、撮影、電気またはガスの供給、電気通信役務の提供、放送法に基づく放送、有線テレビジョン放送の目的のために使用される、③場所である（工場抵当法1条）。

(2) 登記手続

(A) 当初からの工場抵当化

工場に属する土地または建物に（根）抵当権を設定する場合には、当初から工場抵当として登記をすることができる。

(a) 申請人

工場所有者が登記義務者となり、（根）抵当権者が登記権利者となる。

(b) 添付書類

一般的な（根）抵当権設定登記の添付書面のほか、（根）抵当権の効力の及ぶ工場供用物件を記載した機械器具目録（工場抵当法3条）の添付を要する。

機械器具目録には、工場供用物件の種類、構造、個数、延長、製造者の氏名または名称、製造の年

月、記号、番号その他同種類の他の物と識別することができる情報があるときはそれを記録すべきものとされており、軽微な附属物については、概括的に記載することも認められている（工場抵当法3条2項、工場抵当登記規則3条・8条）。

機械器具目録は土地ごと・建物ごとに作成しなければならないため、複数の土地や建物を共同担保として工場抵当を設定する場合、土地ごと・建物ごとに備え付けられた工場供用物件を記載した機械器具目録を添付しなければならない（注3）。

(c) 登録免許税

債権額（極度額）の1000分の4であり（登録免許税法別表1・1(5)、通常の（根）抵当権設定登記の場合と同様である。

(d) 登記の実行

（根）抵当権設定の登記の末尾に「工場抵当法第3条第2項目録作成」と記載されることにより、工場抵当であることが明らかとなる（工場抵当登記規則2条）。機械器具目録には（根）抵当権設定登記の受付年月日・受付番号が記録される（同規則3条・17条）。

(B) 通常の（根）抵当権から工場抵当への移行

通常の（根）抵当権設定登記をした後に機械器具が設置された場合には、後発的に工場抵当へ変更することができる。その場合には、（根）抵当権の変更登記をすることとなる。

(a) 申請人

工場所有者が登記義務者となり、（根）抵当権者が登記権利者となるのは、設定時と同様である。

(b) 添付書類

一般的な（根）抵当権変更登記の添付書面のほか、（根）抵当権の効力の及ぶ工場供用物件を記録した機械器具目録の添付を要する。

登記上の利害関係人の承諾書を添付する場合には付記登記で実行され、添付しない場合には主登記で実行される（不動産登記法66条）（注4）。なお、すでに工場抵当としての登記がなされている後順位（根）抵当権者等が登記上の利害関係人に該当すると解されている（注5）。

(c) 登録免許税

1筆あたり1000円である（登録免許税法別表

1・1(14)）。

【書式1】 登記申請情報（工場抵当）〔抄〕

登記申請情報 (工場抵当)	
登記の目的	根抵当権変更（付記）
原因	平成27年4月1日変更
変更する根抵当権	平成26年12月1日受付第〇〇〇〇号
変更後の事項	工場抵当法第2条の根抵当権
権利者	東京都中央区京橋〇丁目〇〇番〇〇号 株式会社 D銀行 代表取締役 〇〇 〇〇 (取扱店 〇〇支店)
義務者	東京都港区東麻布〇丁目〇〇番〇〇号 C工業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
添付書類	
登記原因証明情報（原本還付）	登記識別情報
機械器具目録	印鑑証明書 代理権限証書

【書式2】 登記記録例（工場抵当）

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位 番号	登記の目的	受付年月日 ・受付番号	権利者その他の 事項
1	根抵当権設定	平成26年12月 1日 第〇〇〇〇号	原因 平成26年 12月1日設定 極度額 金〇〇 億円 債権の範囲 銀行取引 手形債 権 小切手債権 債務者 東京都 港区東麻布〇丁 目〇〇番〇〇号 C工業株式会社 根抵当権者 東京 都中央区京橋 〇丁目〇〇番〇 〇号 株式会社D銀行 (取扱店 〇〇 支店)
付記 1号	1番根抵当権 変更	平成27年4月 1日 第〇〇〇〇号	原因 平成27年 4月1日変更 工場抵当法第3 条第2項目録作 成

(c) 機械器具目録の変更

機械器具目録に記載された工場供用物件に変動が生じた場合には、遅滞なく機械器具目録の変更登記を申請しなければならない（工場抵当法3条4項・38条1項）。

(a) 申請人

工場所有者の単独申請である（工場抵当法3条4項・38条1項）。

(b) 添付書類

一般的な（根）抵当権変更登記の添付書類のほか、①（根）抵当権者の同意書（工場抵当法3条4項・38条2項）、②物件の追加または表示の変更による場合には、工場供用物件を追加または表示を変更した機械器具目録を添付しなければならない。

工場供用物件を追加する場合であっても、（根）抵当権者の同意書が必要となるが、初めて機械器具目録を提出する変更登記と異なり、付記登記で実行することは手続上認められておらず、登記上の利害関係人の承諾書（不動産登記法66条）を要する局面はない。そのような点を踏まえ、同意書の添付が求められる（根）抵当権者は、変更の対象である工場抵当に関する（根）抵当権者に限られる（注6）。

(c) 登録免許税

不動産1個につき1000円である（登録免許税法別表1・1(14)）。

(3) 実務のポイント**(A) 工場供用物件の所有者**

工場供用物件は、工場所有者の所有物に限られるものと解されている（注7）。

会社の代表取締役個人所有の建物と会社所有の機械器具に工場抵当を設定することを承諾していた事案において、当該機械器具に工場抵当の効力が及ぶことを認めた判例はあるものの（注8）、当該判例では、あくまで工場供用物件の所有者は工場に属する土地または建物と同一であることを要するとしうえて、本事案固有の判断であることを明示しており、一般的に工場抵当の効力が第三者の所有物に及ぶことを認めたものとは解されていない（注9）。

登記実務では、当該判決後の登記先例において、工場に属する土地または建物と工場供用物件の所有者が異なることが登記官の形式的審査により明らかである場合には、当該登記は受理されないという取扱いが示されている（注10）。

(B) 工場である不動産の権利

工場抵当として（根）抵当権の目的となりうるものは、①工場に属する不動産、②不動産の付加一体物、③工場に備え付けられた機械器具等の工場供用物件の所有権である（工場抵当法2条）。

地上権および賃借権が工場抵当の対象となる旨の規定はなく、物権法定主義の観点から地上権および賃借権を目的とすることはできないものと解されており（注11）、通常の（根）抵当権設定とは異なり、地上権を目的とする工場抵当の設定登記は受理されない取扱いがなされている（注12）。

(C) 譲渡担保との関係

工場抵当と動産譲渡担保が競合した場合の優先関係については、対抗要件の具備の先後によるものとされている。具体的には、対抗要件を備えた動産譲渡担保権の設定後に、同じ動産を工場供用物件とする工場抵当の設定登記をした場合には、先に対抗要件を備えた譲渡担保権が優先する。逆に、工場抵当の機械器具目録に記載された動産について譲渡担保権を設定した場合には、先に対抗要件を備えた工場抵当が優先することになる（注13）。

（注2） 酒井栄治『工場抵当法』31頁、香川保一編著『新訂不動産登記書式精義下巻(二)』1313頁。

（注3） 酒井・前掲（注2）38頁～39頁、香川編著・前掲（注2）1335頁～1336頁。

（注4） 香川編著・前掲（注2）1340頁～1341頁。

（注5） 香川編著・前掲（注2）1341頁。

（注6） 酒井・前掲（注2）56頁、香川編著・前掲（注2）1343頁。

（注7） 酒井・前掲（注2）29頁～30頁、香川保一『新訂工場及び鉱業抵当法』35頁～36頁。

（注8） 最判昭37・5・10金法309号3頁。

（注9） 酒井・前掲（注2）30頁、津島一雄『工場抵当・財団抵当の実務』48頁。

（注10） 昭37・10・4民甲第2804号法務省民事局長回答。

（注11） 酒井・前掲（注2）20頁～21頁、香川編

著・前掲（注2）1308頁。

（注12）「質疑応答4508 地上権を目的とする工場抵当権の設定の登記の可否」登記研究242号71頁。

（注13）伊藤眞ほか編『債権・動産担保〔新訂貸出管理回収手続双書〕』689頁～690頁。

3 工場財団抵当

(1) アウトライン

工場財団とは、工場の組成物件をもって財団を組成し（工場抵当法8条）、当該財団を（根）抵当権の目的とするものである（同法14条2項）。工場財団は、その所有権保存登記によって成立し、工場財団登記簿に登記される（同法18条）。

財団抵当は、不動産とみなされる不動産財団と、物とみなされる物財団に分類することができ、さらに、財団の所有者に属するものが当然に財団の組成物件とされる当然選択主義がとられているものと、当事者が財団の組成物件を任意に選択することができる任意選択主義がとられているものとに分類することができる。工場財団は、不動産財団に属し、組成物件については任意選択主義が採用されている（工場抵当法11条）。

工場財団では、①土地、②建物等の工作物、③機械・器具・電柱・電線・配置諸管その他の附属物、④地上権、⑤賃借権、⑥工業所有権、⑦ダム使用权の一部または全部を組成物件とすることができる（工場抵当法11条）。

(2) 登記手続

(A) 前提登記

不動産や自動車等の登記または登録の制度のある組成物件については、工場財団の保存登記を申請する前に、登記または登録をしなければならない。たとえば、地上権や賃借権を組成物件とする場合には、あらかじめ地上権設定登記・賃借権設定登記を完了しておかなければならない。

(B) 所有権保存登記の申請

(a) 申請人

工場財団所有者の単独申請である。

(b) 添付書類

一般的な所有権保存登記の添付書面のほか、①

申請書副本、②工場財団目録（工場抵当法22条）、③工場図面（工場抵当登記規則22条1項）、④賃借権を組成物件とする場合には賃貸人の承諾書を添付することになる（注14）。

工場財団目録は工場財団の組成物件を明らかにするものであり、工場図面は組成物件の所在を特定するためのものである。

(c) 登録免許税

1件につき3万円である（登録免許税法別表1・5(1)）。

(C) 官報公告

組成物件に登記または登録の制度のない動産がある場合、他人の権利または差押え・仮差押え・仮処分目的となっていないことを確認するため、登記官の職権により1カ月から3カ月の期間を定めて官報公告がなされる（工場抵当法24条1項）。公告期間中に利害関係人からの権利を有する旨の申出がない場合には、それらの権利が存在しない

【書式3】 登記申請書（工場財団）

登記申請書 (工場財団)	
登記の目的	所有権保存
所有者	東京都港区東麻布〇丁目〇〇番〇〇号 C工業株式会社
添付書類	申請書副本 工場財団目録 工場図面 住所証明書 代理権限証書
送付の方法により登記完了証の交付を希望します。	
送付先の住所	資格者代理人の事務所
平成27年2月1日申請	東京法務局
代理人	東京都新宿区北新宿〇丁目〇〇番〇〇号 司法書士 司法 一郎 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
登録免許税	金3万円
工場財団の表示	
工場の名称及び位置	C工業ソーラーファーム 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
主たる営業所	東京都港区東麻布〇丁目〇〇番〇〇号
営業の種類	太陽光発電

ものとみなされる（同法25条）。

【書式4】 官報公告（工場財団）

<p>工場財団</p> <p>東京都港区〇〇東麻布〇丁目〇〇番〇〇号C工業株式会社の東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号C工業ソーラーファームについての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。</p> <hr/> <p>平成27年2月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">東京法務局〇〇支局</p>

(D) 所有権保存登記の実行

官報公告の期間満了後、その他の却下事由がない場合には、工場財団所有権保存登記が実行される。

工場財団目録および工場図面には、登記の受付年月日、受付番号および登記番号が記載され（工場抵当登記規則17条・23条）、工場財団に属した不動産については、工場財団に属した旨の登記がなされる（工場抵当法34条1項）。

(E) (根) 抵当権設定登記

工場財団所有権保存登記後、6カ月以内に（根）抵当権設定登記がなされない場合には、工場財団所有権保存登記の効力が失われるため（工場抵当法10条）、当該期間内に（根）抵当権設定登記を申請しなければならない。

登録免許税は、一般的な（根）抵当権設定登記と異なり、「債権額（極度額）×2.5/1000」である（登録免許税法別表1・5(2)）。

(3) 実務のポイント

(A) スケジュールリング

工場財団はその所有権保存登記がされることによって成立するものであるため（工場抵当法9条）、所有権保存登記が実行される前に（根）抵当権を設定することはできない。保存登記が実行される前提として官報公告がなされるため、公告期間を考慮したスケジュールリングを策定しなければならない。

【書式5】 登記記録例（工場財団登記簿）

(示表団財) 部 題 表	
営 業 の 種 類 太 陽 光 発 電 〇 〇 番 〇 〇 号 東 京 都 港 区 東 麻 布 〇 丁 目 主 た る 営 業 所 〇 〇 番 〇 〇 号 東 京 都 〇 〇 市 〇 〇 町 〇 丁 目	平 成 式 七 年 式 月 尅 日 受 付 工 場 の 名 称 お よ び 位 置 C 工 業 ソ ー ラ ー フ ア ー ム

(権有所) 区 甲	
	尅
	番 順 号 位
平 成 式 七 年 四 月 〇 〇 日 登 記 C 工 業 株 式 会 社 〇 丁 目 〇 〇 番 〇 〇 号 所 有 者 東 京 都 港 区 東 麻 布 〇 〇 〇 〇 号	事 項 欄 所 有 権 保 存 平 成 式 七 年 式 月 尅 日 受 付 第

(B) 組成物件の選択

工場とは、営業のために物品の製造または加工等の目的のために使用される「場所」であり（工場抵当法1条）、「場所」とは、工場に使用される土地、建物の所有権とこれらの用益権である地上権および賃借権を中心とする概念であると解されている（注15）。したがって、不動産のみを組成物件とする工場財団を組成することは認められているが（注16）、機械器具のみで工場財団を組成することは許されない（注17）。

(C) 組成物件の変更

工場の組成物件の入替え等によって、工場財団目録に記載された組成物件に変動が生じた場合には、遅滞なく工場財団目録の記載変更登記をしなければならない（工場抵当法38条1項）。

工場財団目録の記載変更登記は、工場所有者が、（根）抵当権者の同意書を添付のうえ（工場抵当法38条2項）、単独で申請する（同条1項）。追加

される物件に登記または登録の制度のない動産がある場合には、工場財団所有権保存登記の場合と同様に、官報公告がなされ（同法43条・24条1項）、公告期間満了後に登記が実行される。

登録免許税は1件あたり6000円である（登録免許税法別表1・5(7)）。

(D) 通常の（根）抵当権から工場財団への移行

他人の権利の目的となっている物件を工場財団の組成物件とすることはできないため（工場抵当法13条）、既存の（根）抵当権をいったん抹消したうえで工場財団所有権保存登記を申請することになる。

(E) 動産担保との関係

動産譲渡登記がされている動産を組成物件とする工場財団所有権保存登記が申請された場合、官報公告による権利の申出の手続が行われ、公告期間中に申出をしない場合には、権利がなかったものとみなされる（工場抵当法25条）。なお、登記または登録がされた動産の場合には、官報公告による権利の申出の手続が行われないものとされているが（同法26条の2）、動産譲渡登記がされた動産は、当該手続との関係では登記または登録がされた動産（同条）に該当しないものとされている（注18）。

一方、工場財団の組成物件として工場財団目録に記載されている動産に譲渡担保権を設定した場合には、譲受人は、即時取得（民法192条）の要件を満たす場合を除き、（根）抵当権の負担のある動産を取得するものとされている（注19）。

（注14） その他の特別の添付書面として、工場財団を組成する不動産、地上権または不動産賃借権が数個の管轄登記所にまたがる場合には管轄指定書、特許権等の工業所有権を組成物件とする場合には権利者の承諾書を添付することになる。

（注15） 酒井・前掲（注2）17頁、香川編著・前掲（注2）1304頁。

（注16） 昭33・11・4民甲第2289号法務省民事局長回答。

（注17） 昭24・9・15民甲第2052号法務省民事局長通達。

（注18） 植垣=小川編著・前掲（注1）39頁～40頁、伊藤隆『動産・債権譲渡登記手続の実

務対応 Q&A』58頁～59頁。

（注19） 植垣=小川・前掲39頁～40頁、伊藤・前掲（注18）58頁～59頁。

4 その他

(1) 建設機械

(A) アウトライン

建設工事の大規模化・機械化が進む中で建設業者の円滑な資金調達を可能とするため、掘削機械や基礎工用機械等の建設機械には抵当権を設定することが認められている（建設機械抵当法5条）。なお、普通抵当権に限らず、根抵当権を設定することも可能である（同法24条の2）。

(B) 担保の手法

(a) （根）抵当権

(ア) 対象範囲

対象となる建設機械は、土木一式工事・建築一式工事等の建設工事に使用される機械類であり（建設機械抵当法2条1項、建設業法2条1項・別表第1の上欄）、一例をあげると、ショベル系掘削機はショベル等のアタッチメントを有するものとするといったように該当する範囲が具体的に指定されている（建設機械抵当法施行令別表）。

(イ) 所有権保存登記

建設機械抵当を設定するためには、その前提として、建設機械の所有権保存登記をしなければならない（建設機械抵当法3条）。

所有権保存登記の申請人は、建設業法に基づく許可（建設業法3条1項）を受けた建設業者でなければならないが、当該建設機械について第三者に対抗することができる所有権を有するものでなければならない（建設機械抵当法3条1項）。

対象となる建設機械は、あらかじめ国土交通大臣の打刻または打刻された記号の存在を確認する検認を受けていなければならない（建設機械抵当法3条1項ただし書）。打刻および検認は、（根）抵当権の目的となる建設機械を特定し、同一性を確保するために行われるものであり、建設機械の所有者が機械の所在地を管轄する都道府県知事に対して申請することにより行われる（同法施行令4条1項）。なお、所有権保存登記の登録免許税

は非課税である。

(ウ) (根) 抵当権設定登記

建設機械抵当の對抗要件は、建設機械登記簿における(根) 抵当権の登記である(建設機械抵当法7条1項)。建設機械の所有権保存登記後30日以内に(根) 抵当権設定登記がなされない場合および(根) 抵当権抹消登記後30日以内に新たな(根) 抵当権設定登記がなされない場合には、建設機械登記簿が閉鎖されるため(同法8条)、当該期間内に(根) 抵当権設定登記を申請する必要がある。なお、(根) 抵当権設定登記の登録免許税は債権額(極度額)の1000分の3である(登録免許税法別表第1・8(2)イ)。

(b) 譲渡担保

登記された建設機械の場合、登記をしなければ所有権の得喪を第三者に対抗できないため(建設機械抵当法7条1項)、担保権者への所有権移転登記が譲渡担保の對抗要件となる。

登記されていない建設機械の場合、一般の動産の譲渡担保と同様に民法上の引渡し(民法178条)のほか、動産譲渡登記によって對抗要件を具備することとなる。

(2) 航空機

(A) アウトライン

航空機とは、人が乗って航空の用に供することができる①飛行機、②回転翼航空機、③滑空機、④飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器と定義されており(航空法2条1項)、航空運航の安全確保と航空機の権利関係の公示のため、航空機登録制度が設けられている(同法2章)。

航空機は有効な耐空証明がなければ航行できず(航空法11条)、耐空証明を受けるためには、その前提として、航空機登録を受けることにより日本国籍を取得する必要がある(同法3条の2・10条1項2項)(注20)。

膨大な資金を必要とする航空事業における円滑な資金調達を可能とするため、飛行機やヘリコプター等の回転翼航空機には抵当権を設定することが認められている(航空機抵当法3条)。なお、普通抵当権に限らず、根抵当権を設定することも

可能である(同法22条の2)。

(B) 担保の手法

(a) (根) 抵当権

(ア) 対象範囲

航空機抵当の対象となる航空機は、航空法による登録を受けた航空機のうち、①飛行機、②回転翼航空機である(航空機抵当法2条)。登録航空機のうち、グライダー等の滑空機と飛行船については、(根) 抵当権の対象とすることができない。

(イ) 對抗要件

航空機抵当の對抗要件は、航空機登録原簿への登録である(航空機抵当法5条)。具体的には、登録権利者である(根) 抵当権者と登記義務者である航空機所有者の共同申請により(航空機登録令9条)、国土交通大臣あてに登録申請書を提出する。なお、(根) 抵当権設定登録の登録免許税は債権額(極度額)の1000分の3である(登録免許税法別表第1・3(2))。

(b) 譲渡担保

登録された飛行機および回転翼航空機の場合には、登録を受けなければ所有権の得喪を第三者に対抗できないため(航空法3条の3)、担保権者への移転登録が譲渡担保の對抗要件であり、動産譲渡登記によって對抗要件を備えることはできない(注21)。航空機抵当の制度が整備されていることや、担保権者が航空機の保有者としての責任を問われる可能性があること等の理由から、登録航空機に関する譲渡担保はあまり利用されていないといわれている(注22)。

滑空機および飛行船並びに登録されていない飛行機および回転翼航空機の場合には、一般の動産の譲渡担保と同様に、民法上の引渡し(民法178条)のほか、動産譲渡登記によって對抗要件を備えることができる。

(3) 自動車

(A) アウトライン

自動車とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作された用具で軌条・架線を用いないものまたはこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作された用具であって、原動機付自転車以外のものと定義されている(道

路運送車両法2条2項)。その大きさ、構造、原動機の種類・総排気量または定格出力によって、①普通自動車、②小型自動車、③軽自動車、④大型特殊自動車、⑤小型特殊自動車に分類することができる(同法3条)。このうち①普通自動車、②二輪小型自動車を除く小型自動車、④大型特殊自動車については、自動車登録ファイルに登録をしなければ運行をすることができない(同法4条)。

自動車の割賦販売の促進と自動車の運送事業者の円滑な資金調達を可能とすることを主な目的として自動車抵当法が制定されたことにより、登録自動車には抵当権を設定することが認められている(自動車抵当法3条)。なお、普通抵当権に限らず、根抵当権を設定することも可能である(同法19条の2)。

(B) 担保の手法

(a) (根) 抵当権

(ア) 対象範囲

自動車抵当の対象となる自動車は、道路運送車両法による登録を受けた自動車(以下、「登録自動車」という)であるため(自動車抵当法2条)、登録制度がない軽自動車、小型特殊自動車および二輪小型自動車には、(根) 抵当権を設定することはできない。さらに、大型特殊自動車のうち建設機械抵当法に基づく建設機械は、自動車抵当の対象外とされている(同条ただし書)。

(イ) 対抗要件

自動車抵当の対抗要件は、自動車登録ファイルへの登録である(自動車抵当法5条1項)。具体的には、(根) 抵当権者を登録権利者、自動車所有者を登録義務者として、管轄の運輸監理部または運輸支局に登録申請書を提出する(自動車登録令10条)。なお、(根) 抵当権設定登録の登録免許税は債権額(極度額)の1000分の3である(登録免許税法別表第1・8(3)イ)。

(b) 譲渡担保

登録自動車の場合、登録を受けなければ所有権の得喪を第三者に対抗することができないため(道路運送車両法5条1項)、担保権者への所有権移転登録(同法13条1項)が譲渡担保の対抗要件

であり、動産譲渡登記によって対抗要件を備えることはできない(注23)。なお、担保権者が所有者として登録されることとなるため、担保権者に自動車取得税および自動車税が課税される可能性や、自動車事故が発生した場合における運行供用者責任が問われる可能性が指摘されている(注24)。

登録されていない自動車の場合、一般の動産の譲渡担保と同様に民法上の引渡し(民法178条)のほか、動産譲渡登記によって対抗要件を備えることができる。軽自動車や小型特殊自動車等の登録制度のない自動車に譲渡担保権を設定する場合のほか、いわゆる ABL における集合動産担保として、未登録の普通自動車に譲渡担保権を設定するケース等が想定される。

(c) 所有権留保

所有権留保は自動車販売会社の割賦販売における担保手法として広く利用されている。所有権留保については物権変動が生じないため、対抗要件の要否に関する解釈は定まっていないが、登録自動車の所有権留保の事案において、民事再生手続における別除権(民事再生法53条)を行使するためには、担保権者を所有者とする所有権登録が必要であるとした裁判例(注25)があることから、所有権留保の場合であっても、対抗要件を具備するのが相当であろう。

(注20) 外国籍の航空機については、国土交通大臣の許可を得ることにより、日本国内で航行することおよび日本国内で航空の用に供することが認められる(航空法126条・127条)。

(注21) 植垣=小川編著・前掲(注1)38頁。

(注22) 伊藤ほか編・前掲(注13)817頁。

(注23) 植垣=小川編著・前掲(注1)38頁。

(注24) 鎌田薫編『債権・動産・知財担保利用の実務』318頁。

(注25) 最判平22・6・4民集64巻4号1107頁。